

市民参加の実施状況

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 046(255)3550

市では、市民参加を推進するため、パブリックコメントや審議会などの市民参加手続を実施し、その状況を公表しています。

令和2年度に実施した市民参加の実施状況は表1の通りです。なお、実施した手続の詳しい内容は、市ホームページの「市民参加・協働」をご覧ください。

また、令和3年度実施予定の市民参加手続は表2の通りです（変更の場合あり）。詳しくは本紙および市ホームページでお知らせします。

表1 令和2年度市民参加の実施状況

実施施策の名称 ※[]内は担当課。	実施方法	実施結果または委員構成 ※()内は公募委員の内数。
座間市市政運営指針の策定 [企画政策課]	パブリックコメント	意見提出者2人、6件
座間市総合計画策定条例の制定 [企画政策課]	パブリックコメント	意見提出者1人、1件
(仮称)第五次座間市総合計画策定方針の策定 [企画政策課]	パブリックコメント	意見提出者1団体、9件
まちづくりのための市民アンケート [企画政策課]	市民アンケート調査	標本数6,000件 有効回答数2,435件 回収率40.6パーセント
男女共同参画推進指針の策定 [広聴人権課]	パブリックコメント	意見提出なし
環境基本計画（令和2年度一部改定） [環境政策課]	座間市環境審議会	委員10人（5人）
座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例 [商工観光課]	パブリックコメント	意見提出なし
座間市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 [介護保険課・福祉長寿課]	パブリックコメント	意見提出者1人、3件
	座間市地域保健福祉サービス推進委員会	委員15人（2人）
座間市地域福祉計画（第四期）の策定 [福祉長寿課]	パブリックコメント	意見提出者1人、2件
	座間市地域保健福祉サービス推進委員会	委員15人（2人）
座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 [福祉長寿課]	座間市地域保健福祉サービス推進委員会	委員15人（2人）
座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画 [障がい福祉課]	パブリックコメント	意見提出なし
座間市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 [子ども政策課]	座間市地域保健福祉サービス推進委員会	委員15人（2人）
	座間市子ども・子育て会議	委員13人（2人）
座間市保育園整備計画の改定案 [保育課]	パブリックコメント	意見提出者6人、15件
芹沢公園南側広場改修基本計画 [公園緑政課]	ワークショップ	出席者12人
本と旅する、子どもの未来—第三次座間市子ども読書活動推進計画— [図書館]	パブリックコメント	意見提出者1人、5件
座間市水道事業経営戦略の策定 [経営総務課]	パブリックコメント	意見提出なし
座間市公共下水道事業経営戦略の策定 [経営総務課]	パブリックコメント	意見提出なし

表2 令和3年度市民参加の実施予定

実施施策の名称 ※[]内は担当課。	実施方法	実施（予定）時期
第五次座間市総合計画基本構想の策定 [企画政策課]	パブリックコメント	12月
	総合計画審議会	12月、令和4年1月、3月
	地区別懇談会	10月、11月
	アンケート	6月
環境基本計画の改定 [環境政策課]	環境審議会	6月、10月、令和4年2月
	計画部会	9月、令和4年1月
スポーツ推進計画（一部見直し） [スポーツ課]	スポーツ推進審議会	7月、11月
座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 [国保年金課]	国民健康保険運営協議会	12月、令和4年1月
座間市児童発達支援センターの設置等に関する条例 [障がい福祉課]	パブリックコメント	11～12月
	座間市地域保健福祉サービス推進委員会	11月
座間市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 [子ども政策課]	座間市子ども・子育て会議	8月、11月、令和4年2月
座間市耐震改修促進計画（改定） [建築住宅課]	パブリックコメント	12月～令和4年3月

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

担当 子ども育成課

☎046(252)72001
046(255)5080

ひとり親世帯以外分

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、特別給付金を支給します。

○対象者 次の全てに該当する方（ひとり親世帯分の給付金受給者を除く）
・令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当受給者（支給停止者も含む））

○支給額 児童1人当たり一律5万円

・令和3年度市民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、市民税非課税相当の収入となった方

○申請期限 令和4年2月28日（月）（令和4年2月生まれの場合は、令和4年3月15日（火）まで）

○申請方法 市役所2階子ども育成課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、必要書類を添えて郵送または直

接担当へ
※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、市民税非課税の方は申請不要（所得が未申告の方は要申請）。

○支給日 申請日からおおむね1カ月後。申請不要の方は7月下旬から

母子家庭等高等職業訓練 促進給付金

担当 子ども育成課

☎046(252)72001
046(255)5080

ひとり親家庭の経済的な支援を目的とし、専門的な資格取得を援助する高等職業①促進給付金事業②修了支援給付金事業を次の通り実施します。申込方法や必要書類など、詳しくは担当へお問い合わせください。

○対象 市内在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親で、次の全てに該当する方

・児童扶養手当受給者または同等の所得水準

・1年以上継続して資格取得が見込まれる

・就業または育児と修業の両立が困難

・過去に同給付金を受給していない

○対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、調理師、製菓衛生

○支給条件 4年間を上限として資格取得のために1年間以上養成機関で修業すること（令和4年3月31日までに修業を開始する場合は、養成機関で6カ月以上修業すること）。

○支給額 ①▽市民税非課税世帯Ⅱ月額10万円▽市民税課税世帯Ⅱ月額7万5000円（いずれも最終年は4万円を加算）②▽市民税非課税世帯Ⅱ5万円▽市民税課税世帯Ⅱ2万5000円

※申請前に市で面接を行います。